



湯河原町森林づくり条例(案)について 町民の皆さんのご意見を募集します

条例制定の背景

湯河原町は、町の総面積の約75%を森林が占める、緑豊かな自然環境に恵まれた町です。近年、森林の持つ二酸化炭素の吸収、水源のかん養、山地災害の防止等の多面的機能の重要性が評価され、森林の果たす役割について、一層関心が高まっています。一方、森林事業活動の停滞などにより森林の整備が遅れ、森林の持つ多面的な機能の持続的な発揮が危ぶまれています。

そこで、町、森林所有者並びに町民をはじめとする受益者が協働して森林の整備や保全を行い、森林のもたらす恵みを次世代に引き継ぎ、より豊かで住みよいまちづくりを実現するために条例を制定するものです。

これまでの経緯

森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、湯河原町の森林づくりに関する施策の基本となる事項を定めるため、町と有識者、関係行政機関の職員、森林所有者で構成された湯河原町森林づくり検討委員会で検討を重ね、次の条例案を作成しました。

条 例 案	条 文 の 説 明
<p>湯河原町の森林は、昔から人々が生活を営む上で必要な木材生産を行い、生命の源となる水を蓄え、災害から町民の生命と暮らしを守ってきた。</p> <p>近年では、地球温暖化の防止、山地防災など、森林による多面的機能が持続的に発揮されるような森林づくりが求められている。</p> <p>しかしながら、今日に至る社会経済情勢の変化の中で、地域における森林と人との関わりが薄れてきたことにより、森林を守り、育てる人間の営みが十分に行われなくなり、荒廃した森林が増加するなど、森林の多面的な機能を持続的に発揮させていくうえで憂慮すべき状況が発生している。</p> <p>今、改めて森林がもたらしてきた計り知れない恵みを思い起こし、森林の持つ多面的機能を重視した森林づくりを行うことにより、かけがえのない森林を守り、育て、将来の世代に引き継いでいかなければならない。</p> <p>このように森林づくりを通じて、より豊かで住みよいまちづくりを実現するため、この条例を制定する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、森林づくりについて、基本理念を定め、町及び森林所有者の責務並びに町民をはじめとする受益者の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めて、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、森林の多面的機能が持続的に発揮されるようにし、もって町土の保全及び町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>【条例の名称】 この条例は、湯河原町の森林づくりについて基本的な事項を定めたものであるため「湯河原町森林づくり条例」とします。</p> <p>【構成】 前文から始まり、第1条から第14条の構成となっています。</p> <p>【前文】 前文は、条例制定の趣旨や基本となる考え方を示したものです。 第1・2段落では、昔から人々が生活を営む上で、森林がもたらしてきた役割と近年での地球温暖化の防止、山地防災など、森林による多面的機能について説明しています。 第3段落では、森林と人との関わりが薄れてきたことにより、森林が抱えている課題を説明しています。 第4段落では、森林の持つ多面的機能を重視した森林づくりを行い、進むべき方向について記載しています。 第5段落では、条例の目的について記載しています。</p> <p>【第1条(目的)】 本条では、森林づくりの基本理念を定め、町及び森林所有者の責務並びに町民をはじめとする受益者の役割を明らかにし、町土の保全及び町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として掲げています。</p>